



県章

# 三重県公報

平成29年10月17日(火)

号外

## 目次

| (番号) | (題名)                                    | (担当)            | (頁) |
|------|---|-----------------|-----|
|      | <b>条 例</b>                              |                 |     |
| 53   | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                | ( 人 事 課 )       | 3   |
| 54   | 三重県手数料条例の一部を改正する条例                      | ( 住 宅 政 策 課 )   | 5   |
| 55   | 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例                  | ( 少 子 化 対 策 課 ) | 8   |
| 56   | 三重県営住宅条例の一部を改正する条例                      | ( 住 宅 政 策 課 )   | 9   |
| 57   | 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 | ( 警 察 本 部 )     | 10  |
|      | <b>規 則</b>                              |                 |     |
| 64   | 三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則                  | ( 住 宅 政 策 課 )   | 11  |

**公布された条例のあらまし**

- ◎ **職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 53 号）**
  - 1 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
  
- ◎ **三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 54 号）**
  - 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日、平成 29 年 10 月 25 日、同年 12 月 1 日及び平成 30 年 1 月 4 日から施行することとしました。
  
- ◎ **三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第 55 号）**
  - 1 刑法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
  
- ◎ **三重県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第 56 号）**
  - 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に鑑み、県営住宅入居者の収入の申告についての規定等を整備することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
  
- ◎ **公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第 57 号）**
  - 1 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成 29 年 12 月 18 日（一部公布の日）から施行することとしました。

**条 例**

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年十月十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五十三号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(2)中「第二条の三第三号において」を「以下」に改め、同号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 第二条の四に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳六箇月到達日において当該子について育児休業をしている非常勤職員に限る。）

第二条の三第二号中「この条において」を削る。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該子の一歳六箇月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六箇月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳六箇月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- 二 当該子の一歳六箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の一号を加える。

九 第二条の四に規定する場合に該当すること。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年十月十七日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県条例第五十四号**

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「別表第二十七」を「別表第二十八」に改める。

別表第一第二百八号の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録申請手数料」を「全国通訳案内士登録申請手数料」に改め、同表第二百九号の項中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証変更手数料」を「全国通訳案内士登録証変更手数料」に改め、同表第二百九号の二の項中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同表第二百十号の項から第二百十二号の項までの規定中「第四条」を「第五条」に改め、同項の次に次のように加える。

|        |  |                  |       |
|--------|--|------------------|-------|
| 二百十二の二 | 旅行業法第二十三条及び旅行業法施行令第五条第二項の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査 | 旅行サービス手配業登録申請手数料 | 一万五千円 |
|--------|--|------------------|-------|

別表第一第三百十号の項の次に次のように加える。

|       |   |                        |     |
|-------|---|------------------------|-----|
| 三百十の二 | 不動産特定共同事業法第四十条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査    | 小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料   | 六万円 |
| 三百十の三 | 不動産特定共同事業法第四十条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査 | 小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料 | 六万円 |

別表第一第三百五十五号の十七の項中「別表第二十六」を「別表第二十七」に改め、同項を同表第三百五十五号の十八の項とし、同表第三百五十五号の十六の項中「別表第二十五」を「別表第二十六」に改め、同項を同表第三百五十五号の十七の項とし、同表第三百五十五号の十五の項中「別表第二十四」を「別表第二十五」に改め、同項を同表第三百五十五号の十六の項とし、同表第三百五十五号の十四の項中「別表第二十三」を「別表第二十四」に改め、同項を同表第三百五十五号の十五の項とし、同表第三百五十五号の十三の項中「別表第二十二」を「別表第二十三」に改め、同項を同表第三百五十五号の十四の項とし、同表第三百五十五号の十二の項中「別表第二十一」を「別表第二十二」に改め、同項を同表第三百五十五号の十三の項とし、同表第三百五十五号の十一の項中「別表第二十」を「別表第二十一」に改め、同項を同表第三百五十五号の十二の項とし、同表第三百五十五号の十の項中「別表第十九」を「別表第二十」に改め、同項を同表第三百五十五号の十一の項とし、同表三百五十五号の九の項を同表第三百五十五号の十の項とし、同表第三百

五十五号の八の項中「別表第十八」を「別表第十九」に改め、同項を同表第三百五十五号の九の項とし、同表第三百五十五号の七の項中「別表第十七」を「別表第十八」に改め、同項を同表第三百五十五号の八の項とし、同表第三百五十五号の六の項中「別表第十七」を「別表第十八」に改め、同項を同表第三百五十五号の七の項とし、同表第三百五十五号の五の項中「別表第十六」を「別表第十七」に改め、同項を同表第三百五十五号の六の項とし、同表第三百五十五号の四の項の次に次のように加える。

|         |  |                                  |             |
|---------|--|----------------------------------|-------------|
| 三百五十五の五 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第九条第一項の規定に基づく登録の申請又は第十二条第一項の規定に基づく登録事項等の変更の届出に係る審査 | 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録及び変更の登録審査手数料 | 別表第十六に定める金額 |
|---------|--|----------------------------------|-------------|

別表第二十七を別表第二十八とし、別表第十六から別表第二十六までを一表ずつ繰り下げ、別表第十五の次に次の一表を加える。

別表第十六（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録及び変更の登録審査手数料）

|  |                                  |   |
|--|----------------------------------|---|
| 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を行おうとする住宅戸数                            | 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の新たな登録に係る審査手数料 | 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項又は添付書類の記載事項の変更の登録に係る審査手数料 |
| 一戸のもの  | 六千八百円                            | 千五百円  |
| 二戸以上四戸以内のもの  | 七千八百円                            | 千五百円  |
| 五戸以上九戸以内のもの  | 九千六百元                            | 二千九百円   |
| 十戸以上十九戸以内のもの   | 一万五千五百円                          | 四千七百元   |
| 二十戸以上二十九戸以内のもの   | 一万二千五百円                          | 五千三百円   |
| 三十戸以上三十九戸以内のもの   | 一万二千九百円                          | 六千二百円   |
| 四十戸以上四十九戸以内のもの   | 一万三千七百元                          | 六千九百元   |
| 五十戸以上九十九戸以内のもの   | 一万六千元                            | 九千二百円   |
| 百戸以上のもの  | 二万五千元                            | 一万三千七百元   |
| 備考<br>家計を異にする者が複数で居住する事業を行う場合については、家計を同一にするものを一戸として算定する。 |                                  |   |

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一第二百十二号の項の次に一項を加える改正規定 公布の日
- 二 前号、次号及び第四号に掲げる規定以外の改正規定 平成二十九年十月二十五日
- 三 別表第一第三百十号の項の次に二項を加える改正規定 平成二十九年十二月一日

四 別表第一第二百八号の項から第二百十二号の項までの改正規定 平成三十年一月四  
日

三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年十月十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五十五号

三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項第一号中「第七十九条まで」を「第七十八条まで、第八十条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



三重県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年十月十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五十六号

三重県営住宅条例の一部を改正する条例

三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「次条第二項」を「次条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「（第三項）を」（第四項）に改め、「ただし、入居者」の下に「（次条第二項に規定する入居者は除く。）」を、「規定による」の下に「報告の」を加える。

第十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「申告」の下に「及び前項の規定による収入の把握」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、入居者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の法第十六条第四項に規定する国土交通省令で定める者に該当する者に限る。）が前項に規定する収入の申告をすること及び第三十三条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定による書類の閲覧の請求その他の法第十六条第四項に規定する国土交通省令で定める方法により当該入居者の収入を把握することができる。

第三十六条及び第三十七条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の三重県営住宅条例第十五条第二項の規定の適用については、同項中「第五条の二第一項」とあるのは、「第五条の二」とする。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年十月十七日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第五十七号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第一号中「又はこれらの場所に押し掛ける」を「これらの場所に押し掛け、又はこれらの場所の付近をうろつく」に改め、同条第五号中「電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）若しくはこれに類する通信方式を用いるものを送信し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信する」を「フアクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする」に改め、同条第八号中「性的しゅう恥心」を「性的羞恥心」に、「告げ、」を「告げ」に、「図画その他の物を送付し、」を「図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びフアクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第十五条第一項第二号中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十九年十二月十八日から施行する。ただし、第九条の改正規定（「同条第二項」を「同条第三項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規 則

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年十月十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十四号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第八条」を「第七条」に、同条第三項中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改める。

第七号様式中「この申告書の提出がない場合」を「この申告書の提出がない場合（三重県営住宅条例第15条第2項に該当する入居者は除く。）」に改める。

第八号様式中「第15条第2項」を「第15条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申告書及び申出書は、改正後の三重県営住宅条例施行規則の規定により提出された申告書及び申出書とみなす。

3 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---